

別表3 一般譲渡者の遵守事項

- 1 動物の本能，習性等を理解するとともに，他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し，適正に終生飼養管理すること。
- 2 関係法令に定められた事項を遵守すること。
- 3 犬については，係留，屋内飼育等により，確実に逸走防止を行うこと。猫については完全屋内飼育すること。
- 4 動物の疾病予防に努め，動物が疾病にかかった場合は，速やかに適切な治療を受けさせること。
- 5 譲り受けた動物を使用して，営利を目的とした行為を行わないこと。
- 6 やむを得ず飼養が困難となった場合は，責任をもって新たな飼い主を探し，その結果を動物愛護管理センターに報告すること。
- 7 センターが実施する電話連絡，アンケート調査，立入調査等に協力し，譲渡後の講習会やイベント等に積極的に参加するよう努めること。
- 8 飼養者の住所・氏名等を変更した場合及び譲り受けた動物が死亡したり逸走した場合は，速やかに動物愛護管理センターに報告すること。
- 9 犬について，咬傷事故を起こした場合は，直ちに最寄りの保健所及び動物愛護管理センターに届け出ること。
- 10 譲り受けた動物について，元の所有者が判明した場合，不適正飼養が認められた場合等，センターから返還を求められた場合は，これに応じること。
- 11 飼養施設の衛生管理を徹底すること。
- 12 その他，センターの指示に従うこと。